

令和 7 年度

ICT水管管理モデル事業  
那珂川沿岸地区情報基盤整備実証検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

項目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲)	
第1-1条	令和7年度 ICT 水管理モデル事業 那珂川沿岸地区情報基盤整備実証検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的)	
第1-2条	本業務は、那珂川沿岸地区の受益農地を対象に、ICT を活用した場レベルの水管理システムや支線レベルの配水管理システムを導入することによる水管理の労力軽減や節電効果等を検証するため、検証方法の検討及び ICT 機器設置計画の策定を行うものである。
(場 所)	
第1-3条	本業務において対象とする地区は、茨城県東茨城郡茨城町地内を想定しており、別添位置図に示すとおりである。
(土地の立ち入り等)	
第1-4条	作業実施のための土地立入等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査)	
第1-5条	<p>(1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。</li> <li>2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</li> <li>3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</li> <li>4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できること。</li> <li>5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①資本関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 親会社と子会社の関係にある</li> <li>(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある</li> </ul> </li> <li>②人的関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

項目	内容
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条	<p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</li> <li>○照査技術者と同等の技術者資格を有する者</li> </ul> <p>(4) 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(5) 照査計画</p> <p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p> <p>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い</p> <p>特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録</p> <p>共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任</p> <p>引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない</p>
(一般事項) 第1-7条	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備等</p> <p>業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与える</p>

項目	内容															
(管理技術者) 第1-8条	<p>トラブルの生じることのないよう留意するものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td></td><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画		農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木															
(担当技術者) 第1-9条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-10条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第1-11条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。</p> <p>他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>															

項目	内 容																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定年月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R5. 6</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(水田)</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R6. 3</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(畑)</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R2. 7</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R6. 3</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R6. 3</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 暗渠排水</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R3. 1</td></tr> </tbody> </table>	名 称	発行所	制定年月	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会	R5. 6	土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(水田)	(公社)農業農村工学会	R6. 3	土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(畑)	(公社)農業農村工学会	R2. 7	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会	R6. 3	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会	R6. 3	土地改良事業計画設計基準 計画 暗渠排水	(公社)農業農村工学会	R3. 1
名 称	発行所	制定年月																				
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会	R5. 6																				
土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(水田)	(公社)農業農村工学会	R6. 3																				
土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備(畑)	(公社)農業農村工学会	R2. 7																				
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会	R6. 3																				
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会	R6. 3																				
土地改良事業計画設計基準 計画 暗渠排水	(公社)農業農村工学会	R3. 1																				
(対象施設) 第 2-2 条	<p>本業務対象地区の農業水利施設は、下記のとおりである。</p> <p>(1) 小堤地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地面積：水田 約 30ha</li> <li>・水利施設：用排水機場 1箇所、用水路（パイプライン方式）</li> </ul> <p>(2) 南川又地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地面積：水田 約 47ha</li> <li>・水利施設：揚水機場 1箇所、用水路（パイプライン方式）</li> </ul>																					
(貸与資料等) 第 2-3 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国営事業</td><td>茨城中部農地整備事業 小堤団地 (H28～R7)</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>県営事業</td><td>県営ほ場整備事業 南川又地区 (H14～H19)</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>	分類	貸 与 資 料	数量	国営事業	茨城中部農地整備事業 小堤団地 (H28～R7)	1式	県営事業	県営ほ場整備事業 南川又地区 (H14～H19)	1式												
分類	貸 与 資 料	数量																				
国営事業	茨城中部農地整備事業 小堤団地 (H28～R7)	1式																				
県営事業	県営ほ場整備事業 南川又地区 (H14～H19)	1式																				
(貸与資料の取扱い) 第 2-4 条	<p>第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																					
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p>																					

項目	内容																														
	<p>作業項目表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 資料検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 地区の状況把握</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2-1. 営農及び農業構造</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>2-2. 水利用と水管理</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>3. ICT水管管理システム導入計画の策定</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3-1. ICT水管管理の導入検討</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>3-2. ICT水管管理の機器設置計画</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>3-3. ICT水管管理の効果検証計画</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 点検とりまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	1. 資料検討	1式		2. 地区の状況把握			2-1. 営農及び農業構造	1式		2-2. 水利用と水管理	1式		3. ICT水管管理システム導入計画の策定			3-1. ICT水管管理の導入検討	1式		3-2. ICT水管管理の機器設置計画	1式		3-3. ICT水管管理の効果検証計画	1式		4. 点検とりまとめ	1式	
作業項目	数量	備考																													
1. 資料検討	1式																														
2. 地区の状況把握																															
2-1. 営農及び農業構造	1式																														
2-2. 水利用と水管理	1式																														
3. ICT水管管理システム導入計画の策定																															
3-1. ICT水管管理の導入検討	1式																														
3-2. ICT水管管理の機器設置計画	1式																														
3-3. ICT水管管理の効果検証計画	1式																														
4. 点検とりまとめ	1式																														
(設計作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-1条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、 <a href="https://www.nnt-techno.jp">https://www.nnt-techno.jp</a>を参照</li> <li>・新技術情報システム(NETIS)は、 <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>を参照。</li> </ul> <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事工種の体系化」は、 <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a>を参照</li> </ul>																														
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	<p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議</p> <p>業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂を会して</p>																														

項目	内容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	<p>実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①設計条件・前提条件</li> <li>②業務計画の妥当性</li> <li>③スケジュール</li> <li>④設計変更内容</li> <li>⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等</li> </ul> <p>2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査</p> <p>管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 番号リスト）」URL (<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</li> <li>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</li> </ol> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</li> <li>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しな</li> </ol>

項目	内容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>いものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に</p> <p>URL（<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手段階</p> <p>第2回 中間打合せ（地区の状況把握段階）</p> <p>第3回 中間打合せ（ICT水管理システム導入計画案比較検討段階）</p> <p>第4回 中間打合せ（ICT水管理システム導入計画策定期階）</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物を共通仕様書第1章1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部</p> <p>このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その個所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R又はDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p> <p>なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>茨城県水戸市中河内町960-1 関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所</p>

項目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(7) その他</li> </ul>
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙－1 作業項目内訳表

作業項目	内 容	作業対象地区		作業 数量
		小堤	南川又	
1. 資料検討	対象地区における ICT を活用したほ場レベルの水管理システムや支線レベルの配水管理システム（以下、「ICT 水管理システム」という。）の導入計画策定のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	○	1式
2. 地区の状況把握				
2-1. 営農及び農業構造	対象地区的現地調査及び関係者への聞き取り調査を行い、作付け品種、栽培様式、大規模経営体の動向等、地区の営農や農業構造の現状を整理する。	○	○	1式
2-2. 水利用と水管理	対象地区的現地調査及び関係者への聞き取り調査を行い、用水需要や配分方法、水利施設とその操作管理状況等、地区の水利用と水管理の現状と課題を整理する。	○	○	1式
3. ICT 水管理システム導入計画の策定				
3-1. ICT 水管理システムの導入検討	対象地区的現状と課題を踏まえ、ICT 水管理システムの導入計画を複数案比較検討した上で整理する。	○	○	1式
3-2. ICT 水管理システムの機器設置計画	3-1. で整理した各対象地区的 ICT 水管理システムの導入に必要な情報通信設備や機器の配置計画（数量含む）を整理するとともに、ランニングコストも含めた導入経費を整理する。	○	○	1式
3-3. ICT 水管理システムの効果検証計画	3-1. で整理した各対象地区的 ICT 水管理システムの導入効果を検証するために必要な監視項目や観測方法等を整理する。	○	○	1式
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○	○	1式